

広告掲出契約約款

株式会社グリーンポート・エージェンシー（以下、当社といいます。）において、広告主または広告主から委託を受けた広告取扱代理店（以下、両者を一括して広告主らといいます。）との間で、成田国際空港株式会社（以下、N A Aといいます。）の所有ないし管理にかかる施設ないし広告媒体（以下、併せて、本施設等といいます。）を使用する広告（以下、本広告といいます。）にかかる広告掲出契約（以下、本契約といいます。）を締結する際には、当社と広告主らが書面で別段の意思表示をしない限り、以下の約款（以下、本約款といいます。）に定めるところによるものとします。

（本契約の申込方法）

第1条 本契約にかかる申込みの意思表示は、広告主らにおいて、当社指定の広告掲出申込書に所定の事項を記載のうえ、当社に対して、郵便による送付または広告掲出申込書の電子データを電子メールに添付して送信する方法（以下、併せて、本方法といいます。）により行うものとします。

（本契約の成立時期および内容）

第2条 当社が、前条の申込みの意思表示に対し、本方法により、これを承諾する旨の意思表示をしたときに、本契約は、当社と広告主らとの間で成立するものとし、その内容は、もっぱら、前条の広告掲出申込書に記載されたところ（以下、本申込書記載内容といいます。）および本約款の定めるところによるものとします。

2 当社が、前項の承諾の意思表示に際し、条件ないし制限を付した場合には、広告主らにおいて、当該条件ないし制限付承諾の意思表示に対し、その受領後、当社の休業日以外の日（以下、営業日といいます）において3日以内に、かかる条件ないし制限を了承する旨の意思表示をしない限り、いかなる内容の本契約も成立しないものとします。

（N A Aの不承認による本契約の失効）

第3条 本契約は、N A Aが、本申込書記載内容である広告掲出期間（以下、本広告掲出期間といいます。）の開始日の5営業日前までに、当社に対し、本契約を承認しない旨の通知をし、かつ、当社が広告主らに対して、当該通知内容を本方法により通知した場合、本契約成立時に遡って、その効力を失うものとします。

2 前項の場合、広告主らは、N A Aによる不承認の理由の如何を問わず、

当社ないしNAAに対して、損害賠償請求その他一切の請求をしないものとします。ただし、当社が前項の通知を受けたにも拘らず、その通知受領後3営業日以内に、広告主らに対し、本契約が不承認となった旨を本方法により通知しなかった場合には、当社は、広告主らに対し、当該通知懈怠と相当因果関係の存する賠償の責に任ずるものとします。

(広告掲出料金等の支払時期および方法等)

第4条 広告主らは、本申込書記載内容である広告掲出料金等（以下、本広告掲出料金等といいます。）に消費税相当額を加算した金額を、当社が指定した期日までに、当社が指定した銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。ただし、振込手数料は広告主らの負担とします。

2 広告主らが前項の金員の支払いを遅滞したときは、広告主らは当社に対して、前項の金員および遅滞金額に対し年5%の割合による遅延損害金を直ちに支払うものとします。

3 広告掲出料金等、消費税相当額および前項の遅延損害金に関して、1円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとします。

(本広告の掲出の可否にかかる審査)

第5条 広告主らは、あらかじめ本広告の掲出開始日までに、当社に対して、本広告のデザイン、素材等の内容を通知し、当社およびNAA双方の承認を得るものとします。なお、広告主らは、当社およびNAAによる当該承認に、5営業日以上を要することを了解したうえで、当該通知をするものとします。

2 前項の承認に関して、広告主らが掲出しようとする本広告の内容が、当社またはNAAにおいて、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社またはNAAは、原則として承認をしません。ただし、次の各号のいずれかに該当しない場合であっても、当社またはNAAにおいて、前記内容が掲出するに適當でないとして判断した場合には、承認をしないことがあります。

- (1) 公衆の秩序、善良の風俗に反するもの
- (2) 環境・美観を損なうもの
- (3) 虚偽または誇大な表現のあるもの
- (4) 公衆に不快の念を与えるもの
- (5) 特定の政治活動のためにするもの
- (6) 設備上危険を生ずるおそれのあるもの
- (7) 法令により掲出を禁止されているもの

- 3 第1項の承認が得られなかった場合、広告主らは、当社に対し、修正を施した本広告のデザイン、素材等の内容を通知し、改めて変更を求めることができるものとし、爾後の手続は第1項に定めるところにしたがうものとしします。
- 4 第1項の承認が得られないことにより、本広告掲出期間の全部または一部の期間において、本広告を掲出できなかつたとしても、広告主らは、不承認の理由の如何を問わず、本契約の全部または一部を解除することができないものとするとともに、当社ないしN A Aに対し、損害賠償請求、本広告掲出料金等の返還請求その他名義の如何に拘わらず、何ら一切の請求をしえないものとしします。

(本広告の広告価値の維持等)

第6条 当社は、本広告掲出期間中、本広告の広告価値の維持に努めるものとしします。

- 2 当社は、本広告の損壊を発見した場合は、広告主らに対して、速やかにその旨を通知し、広告主らと協議のうえ、適切な措置をとるものとしします。ただし、当該損壊が、広告主らの故意または過失により発生した場合はこの限りではありません。
- 3 本広告の広告媒体がデジタルサイネージである場合、当社は、当社および広告主らとの間で合意した露出回数の90%に相当する回数(以下、本条において、最低露出回数といいます。)以上の露出を確保するものとしします。
- 4 前項に拘わらず、当社が、当社の故意または過失により、最低露出回数以上の露出を確保できなかつた場合、または、確保できないことが判明した場合、当社は広告主らに対して、速やかにその旨を通知し、広告主らとの間で、本申込書記載内容である広告掲出料金(以下、本広告掲出料金といいます。)の減額等の措置について協議するものとしします。

(本広告の形態がプロモーションの場合の措置)

第7条 本広告の形態がプロモーションの場合、広告主らは、本広告の掲出にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとしします。

- (1) 本広告に携わるスタッフが、当社が指定する範囲を超えて本広告の掲出行為を行うこと
- (2) 本施設等に関するN A A及び店舗等の営業を阻害、または、阻害するおそれのある言動を行うこと

- (3) 第5条2項各号に該当する内容の行為を行うこと
 - (4) 火気を使用すること
 - (5) マイク、鳴り物の使用などにより、館内アナウンスを妨げること
 - (6) 過度な呼び込み、勧誘を行うこと
 - (7) 商品の販売などの金銭の授受を伴う営業行為を行うこと
 - (8) 資材、機材ないし什器等（以下、本条において、資材等といいます。）を散乱させることにより、成田国際空港の動線確保に支障を及ぼすこと
 - (9) その他NAAが不相当と認める行為をすること
- 2 前項の場合、広告主らは、本広告掲出期間中、本広告を掲出する時間以外は、広告掲出場所をスタンションで閉鎖する等の方法により、広告掲出場所に旅客等が立ち入らないような措置を講じるものとします。
- 3 第1項の場合、広告主らは、次の各号を遵守するものとします。
- (1) 広告掲出場所に当社が指定する消火器を常備し、本広告を掲出する時間中、当該消火器の使用方法を習熟したスタッフを、広告掲出場所に常駐させること
 - (2) 広告主らが広告掲出場所を離れる場合に、電気機器の電源を切るなどの安全確認をすること
 - (3) 非常時における旅客に対する避難誘導経路の確認および確保を行うこと
 - (4) NAAが別途定める非常時の連絡・通報体制の周知徹底を行うこと
 - (5) 本広告の掲出に関して使用する資材等に可燃性のものを使用する場合に、事前に当社の承認を得ること
 - (6) その他、当社の火元責任者の指示にしたがうこと

（NAAによる本広告の掲出禁止）

第8条 本広告の広告掲出期間中であっても、次の各号のいずれかが生じたことを理由に、NAAが本広告の掲出を禁止した場合、当該禁止期間中、広告主らは、本広告を掲出してはならず、既に本広告を掲出しているときは速やかに本広告を除去ないし中止するものとします。

- (1) 法令ないし官公庁の指示等により、本広告の掲出を禁止されたとき、または、除去しなければならないとき
 - (2) 天災その他の不可抗力により本広告の掲出が不可能になったとき
 - (3) 本施設等の改修または工事に伴う閉鎖など、本施設等の管理運営上NAAが特に必要があると認めたとき
- 2 前項の場合、広告主らは、本広告掲出料金に消費税相当額を加算した

金額を広告掲出期間の日数で除した金額（以下、広告掲出料金日額といいます。）に当該禁止期間の日数を乗じた金額の広告掲出料金の支払いを免れるものとし、広告主らが既に本広告掲出料金を当社に支払っている場合には、当社は広告主らに対して当該金額を返還するものとし、

- 3 第1項の場合、本広告の除去ないし中止あるいは再掲出に要した費用の負担については、当社と広告主らが別途協議して決定するものとし、
 - 4 第1項の場合、広告主らは、掲出禁止の理由の如何を問わず、当社ないしNAAに対して、損害賠償の請求、本広告掲出期間の代替期間の要求その他一切の請求をしえないものとし、
 - 5 第1項の場合、当社と広告主らが合意したときは、広告主らは、代替期間ないし代替場所において、本広告を掲出することができるものとし、
- ただし、その場合の広告掲出料金は当社と広告主らが合意により決定するものとし、合意した期間ないし場所及び広告掲出料金以外の契約内容は本契約の内容と同じものとするとともに、本約款の適用があるものとし、

（本契約違反の場合の解除）

第9条 当社および広告主らは、相手方が本契約の条項に違反した場合、相手方に対し相当な期間を定めて当該違反行為の是正を催告し、当該期間が経過したにも拘わらず当該違反行為が是正されないときは、本契約を解除できるものとし、

2 前項の定めにかかわらず、当社および広告主らは、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告その他何らの手続を要することなく、本契約を解除することができるものとし、

- (1) 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生手続の申立を受け、または自らこれらを申立てたとき
- (2) 解散、合併、会社分割、株式交換、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- (3) その振出にかかる手形、小切手が1回でも不渡を生じたとき
- (4) 監督官庁より営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき
- (5) 第三者より仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき
- (6) 公租公課につき滞納処分を受けたとき

3 当社および広告主らは、相手方が前2項に掲げる事由に該当したことによって損害を被ったときは、解除の有無にかかわらず、相手方に対して、

被った損害の賠償を請求できるものとします。

(広告主らの表明および保証・その1)

第10条 広告主らは当社に対して、以下の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。

- (1) 広告主ら（その役員・従業員を含みます。以下、この条において同じ。）が、反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団、暴力団員およびその関係団体を含む、暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいいます。）ではないこと、または反社会的勢力でなかったこと
 - (2) 広告主らが、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 広告主らが、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与しないこと
 - (4) 広告主らが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (5) 広告主らが、自らまたは第三者を利用して、当社ないしNAAに対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず（自己もしくは自己の関係者が反社会的勢力であると伝えること、または、反社会的勢力に該当しない旨の虚偽の告知することを含みます。）、当社ないしNAAの名誉や信用を毀損せず、また、当社ないしNAAの業務を妨害しないこと
 - (6) その他前各号に準じる場合に該当しないこと
- 2 当社は、広告主らが前項各号に違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく、本契約を解除することができるものとします。
- 3 当社が前項に基づき本契約を解除した場合、当社は、広告主らに対し、当該解除によって被った全ての損害（逸失利益を含みます。）の賠償を請求できるものとします。なお、当該解除の理由の如何を問わず、広告主らは、当社ないしNAAに対して、損害賠償請求その他名義の如何に拘わらず一切の請求をしえないものとします。

(広告主らの表明および保証・その2)

第11条 広告主らは当社に対して、本契約の履行に際し、以下の各号に定める事項を表明し、保証します。

- (1) 広告主ら、広告主らの親会社および子会社を含む関係者若しくは

関連する者、または、広告主らの役員若しくは従業員が、日本国に限らず全世界の国・地域において、直接または間接に、外国公務員あるいは本号所定の各行為をすることが違法と評価される個人または法人・団体に対し、違法な金銭その他の利益の供与、または、供与の申込み若しくは供与の約束をしないこと

(2) 広告主ら、広告主らの親会社および子会社を含む関係者若しくは関連する者、または、広告主らの役員若しくは従業員が、日本国に限らず全世界の国・地域において、直接または間接に、違法な金銭その他の利益の収受、または、その要求若しくは約束をしないこと

(3) 広告主らが、米国連邦海外腐敗行為防止法 (F C P A o f 1 9 7 7) および英国収賄防止法 (B r i b e r y A c t 2 0 1 0) に抵触する行為を行わないこと

2 広告主らは、広告主ら（前項各号に定めた関係者、関連する者、役員および従業員を含みます。）が前項各号に違反した場合は、直ちに当社に対して、本方法により、その旨およびその内容を報告するものとします。

3 当社は、広告主ら（第1項各号に定めた関係者、関連する者、役員および従業員を含みます。）が第1項各号に違反した場合は、催告その他何らの手続を要することなく、本契約を解除することができるものとします。

4 当社が前項に基づき本契約を解除した場合、当社は、広告主らに対し、当該解除によって被った全ての損害（逸失利益を含みます。）の賠償を請求できるものとします。なお、当該解除の理由の如何を問わず、広告主らは、当社ないしNAAに対して、損害賠償請求その他名義の如何に拘わらず何ら一切の請求をしえないものとします。

（違約金の支払い）

第12条 前3条により当社が本契約を解除した場合、広告主らは当社に対して、違約金として、広告掲出料金日額に、本広告掲出期間の残日数を乗じた金額を支払うものとします。ただし、広告主らが当社に対して、既に本広告掲出料金を支払っている場合には、当社は、当該違約金と本契約の解除による本広告掲出料金の返還債務を対当額で相殺することができるものとします。

2 前項の定め拘らず、前3条により当社が本契約を解除した場合、当社は、広告主らに対し、広告主らが当社に対して支払った本申込書記載内容である「その他付帯費用」については、返還債務を負わない

ものとしします。

(広告主らによる本契約の解約)

第13条 広告主らは、広告主らの都合により本広告掲出期間満了日前に本契約を解約しようとするときは、解約日の60日前までに、当社に対して本方法により解約の意思表示をするものとしします。

2 前項の場合、広告主らは当社に対して、違約金として、広告掲出料金日額に、本広告掲出期間の残日数を乗じた金額を支払うものとしします。ただし、広告主らが当社に対して、既に本広告掲出料金を支払っている場合には、当社は、当該違約金と本契約の解約による本広告掲出料金の返還債務を対当額で相殺することができるものとしします。

3 前項の定めにと拘らず、第1項により広告主らが本契約を解約した場合、当社は、広告主らに対し、広告主らが当社に対して支払った本申込書記載内容である「その他付帯費用」については、返還債務を負わないものとしします。

(広告主らの原状回復義務)

第14条 広告主らは、本広告掲出期間の満了日までに、当社の指示にしたがい、自己の費用をもって本広告を除去し、広告掲出場所を原状に復するものとしします。ただし、当社と広告主らが本契約の更新をする場合にはこの限りではないものとしします。

2 前項ただし書きの場合において、本契約における広告主らの原状回復義務は更新後の本契約に承継されるものとしします。

3 広告主らは、第9条ないし第11条の規定により本契約が解除されたとき、または、前条の規定により本契約を解約したときは、当社の指定する日までに、当社の指示にしたがい、自己の費用をもって本広告を除去し、広告掲出場所を原状に復するものとしします。

4 広告主らが、第1項に定める原状回復義務を本広告掲出期間の満了日までに履行しない場合、または、前項に定める原状回復義務を前項の指定日までに履行しない場合、広告主らは当社に対して、広告掲出料金日額に遅滞した日数を乗じた金額の2倍の金額を、違約金として直ちに支払うものとしします。

5 広告主らが、第1項に定める原状回復義務を本広告掲出期間の満了日までに履行しない場合、または、第3項に定める原状回復義務を同項の指定日までに履行しない場合、当社は、広告主らが負担する原状回復義務を、広告主らの費用において代行して行うことができるもの

とします。なお、当該代行により広告主らに損害が生じても、広告主らは、当社ないしNAAに対して、損害賠償請求その他名義の如何に拘わらず何ら一切の請求をしえないものとします。

(本契約に基づく請求等の方法)

第15条 本契約に基づく請求ないし通知等の手続は、本方法により行うものとします。

(当社と広告主らとの間の協議)

第16条 本契約に定めのない事項または本契約の条項に疑義が生じた場合には、当社および広告主らは協議により妥当な解決を図るものとします。

(準拠法)

第17条 本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本契約の履行にあたる信義誠実義務)

第19条 当社および広告主らは、本契約の履行にあたっては信義に従い、誠実に行うものとします。

附則

第1条 本約款の変更は、当社のホームページ
(<http://www.gpa-net.co.jp/ja/ads-promotion/inquiries/>) に掲載する方法により行います。

第2条 本約款は、2015年4月1日より実施します。